

(仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第33回平成22年6月17日開催 午後6時30分から午後8時43分 第2委員会室

出席委員 辻山座長

区民検討会議 : 高野副座長、大友委員、土屋委員、斉藤委員、野尻委員、樋口委員
議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、あざみ委員、久保委員
行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、野澤委員、折戸委員
欠席者: なし 傍聴者1名

1 本日の進め方について

- (1) 区分C: 行政の役割と責務、行政の運営、税財政と区分G: 情報の共有について
(骨子案の検討)
- (2) 区分D: 議会の役割と責務について(骨子案の検討)
- (3) 区分A: 条例の基本的考え方(総則)について(骨子案の検討)
 - ・区民の定義について
 - ・その他
- (4) 区民討議会の開催について
 - ・当日の資料について
 - ・当日の役割の確認
- (5) (仮称)自治基本条例制定スケジュールについて

2 議題

座長

・今日やらなければいけないのは区分C、行政の役割と責務、これは情報の共有と、これは前回説明を受けたので、冒頭から討議ということに。

区分D、議会の役割と責務、骨子案が示されているので、検討すると。

3番目に区分A、条例の基本的考え方について、区民の定義等についての提案があるので、これを審議すると。この3つはある程度の合意というか、週末の区民討議会に出せるような形にするというのが目標ということなので、御協力をお願いします。その後、区民討議会の開催要領と、それから、スケジュールについてお諮りをしておしまいにします。

早速区分C、行政の役割と責務、早速御意見を伺うということにする。

まず、区長の位置付け等、これどうか。御意見あれば。区長の位置付けというのを区長の設置と役割というふうにしたね。区民は区の代表として区長を置く。区長は区民の信託にこたえ、公正で公平な区政運営を行わなければならないというのが最初の規定。

次に行政の役割と責務が3項目あって、さらに職員の責務が3項目あって、最後に行政運営として5点盛り込むと。それから、情報の共有が最後に、情報公開、個人情報保護ということで2項目を載せると。こういう提案だが、どうか。

なお、後に提案される区民の定義にかかわって、この条文をもう一度見直さなければいけないということになるので、御記憶をしておいていただきたい。

一応この領域は、ここに示された検討シートのような文言で骨子案とするということにする。

2番目に議会の役割と責務について、検討チーム1、説明をお願いします。

副座長(区民)

・議会の責務で、二代表制の一翼を担う機関ということで、ここは2つのうちの1つのというふうな発想ではなく、要するに区民を代表する機関という形で改めるということでの話があった。

その中で最終的には議会は区民を代表する機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権限を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視すると。最後「しなければならない」というものを「する」に変えた。

(3)の部分は「議会は、議会活動に関する情報を区民と共有し、説明責任を果たす」ということで、この前文だと、上の2つの内容の説明責任だけを果たすということだと狭いから、その部分を消して、区民を後ろに持ってきて、議会活動に関する情報を区民と共有するということの、それでそれに説明責任を果たすということが明確になったという状況だ。

議員の責務に関しては、前回お示し、そのときに1の括弧の部分の語尾のほうで、議員は区民の代

表として権限と責任を自覚して「行動しなければならない」というものを「行動する」という言葉に統一した。(2)の部分は、削除ということで、(3)が(2)になり、議員は、前は議会議員政治倫理条例ということが、これは三者調整たたき台のまま採用するというので、議員は別に定める政治倫理基準、その他法令等を遵守し、公正・公平な議会活動を行うという形になった。

座長

・今、御説明をいただいた議会の設置、議会の責務、議員の責務について御意見があれば伺う。

議員の責務だが、具体的な条例の名称は出さないということで、削られていると思う。最高法規という位置付けをする自治基本条例の中に具体的な条例名を入れるのはどうかと思っている。要するに個別の条例が変わると、必然的に最高法規も変えなければということになるから、今議論されているこういうやり方を職員の責務の中でもすべきでない。整合性を図るべきではないか。(議会委員)

座長

・職員は最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、公益保護及び職員の行動基準に関して別に定める条例その他法令等を遵守し、公正で公平に職務を執行すると、こういうふうになって、先ほどの議員のところと似たような形になると。

それでは、資料4の職員の責務、第2項目について御意見があり、先ほどの資料5と同様に自覚するとともに、これをどうしたらよいか。新宿区と限らないから、公益保護及び職員の行動基準に関して別に定める条例、その他法令等を遵守し、公正で公平に職務に……日本語としての座り悪いね、公正で公平になって。

座長がうまく条例を出すのをやめにしてどうするかというのでまとめていただいた中に、公益保護及び職員の行動基準でとめているが、その後ろに責務も入っていたが、これは消してよいか。(議会委員)

座長

・ちょっと丸め過ぎか。公益保護及び職員の行動基準と責務に関して、別に定める条例と。それで落ち着くかね。職員は最も身近な地方政府の一員であることを自覚するとともに、公益保護及び職員の行動基準と責務に関して別に定める条例、その他法令等を遵守し、公正で公平に職務を執行する。

ということは、先ほど御指摘のあった区長の役割のところにも、公正公平……これはでも、区政運営だからよいのかもしれないね。もう一カ所、区長のところ。これは公正で公平な区政運営というので十分よいと思うね。

公正・公平で、資料5の一番後ろの4ページ、議員の責務にも、公正と同様で最後、(2)のほう、遵守し、公正公平、こちらは「な」になっているので、議会活動を行うと。(行政委員)

座長

・これは区長のところと同じ文脈で、「な」でよいと感じているが。区長のところは「で」になっている。全部熟語が同じの出てくるというのも、ちょっと。解釈で中身変わるわけでもなさそうだし。もちろん法規担当が条例の条文にするとときにこだわったりするかもしれない。

区長のところの役割の2番。これはこのままということでOKと。それから、議員のところ、議員の責務の新第2項目も公正公平な議会活動を行うと。触ったのが職員の……何度か申し上げた文章に変えて、最後は公正公平にと、ここはつなげて「に」で表現すると、こういうことにしたらどうかと。いかがか。それでは、続いて、区分A、条例の基本的な考え方について審議をする。

最初に、区民の定義について、議会案を修正したというので、どなたかな。

副座長(議会)

・議会案の今までの経緯でいうと、住民、区民ということになっていたが、これを区民ということに1つに含めるということで読み込むと、修正文ね。「新宿区に住所を有する者を軸(核、中核、基本、中心)とし新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を含めたものをいう」と。これは、住所を有する人を中心にとか主体にとか軸にとか、ということにして、働く・学ぶ者、活動する者及び活動する団体も含めて区民と称するというので、議会の議論の中ではまとまった。

座長

・差し当たり困るのは、区民が区民の代表として議会を置くと言ったとき、区民という言葉が使えなくなると。つまり通勤している人たちが議会を設置する権限があるかという問題。区長を設置するというのも、通勤区民に首長の設置という権限があるだろうかということにぶつかるよね。だから、

そこをどうクリアするか。あえて文言でクリアするのだったら、新宿区内に住所を有する区民はというふうに、自治法の日本国民たる住民はというのと似たような前置きで区別するというやり方ぐらいしかなくなってしまおうという、そこをどうするかという問題が残るね。

要するに新宿区に住所を有する人だけを区民と限定して、新宿区の基本条例がこれから80数万人、あるいは来街者も含めてまちをつくっていくというときに、そこに限定するということの逆に意味の大きさを考えると、31万住民・区民を主体に、あるいは軸に大勢の人たちとともにまちをつくっていくんだよということとして定義するほうが意義があるということで、相当な議論の中でこのように修正したということ。（議会委員）

単に選挙で投票してその区長を選ぶということではなくて、あくまでも区長は自分たちの代表というか、自分たちの行政運営の長なのだという意識があるということが、この一文にあらわれるのではないかなと今まで思っていた。（区民委員）

座長

・確かに選出のほうは選挙権、被選挙権という形で限定的に書き上げられているから、それは当然住所を有する者で、しかも厳密にいうと外国人を除くということになるので、なお狭いよね。住民よりもなお狭い。

前々からね、問題点として全体の宿題になっている課題だというふうに思うが。例えば区民は区の代表として区長を置く。区民は区民の代表機関として議会を置くということだが、置くということと選ぶということは、やはり違うんだというふうに思う。要するに、置くのは1つの区長であるならポストとして置く。あるいは議会であるならば1つの組織として置くということであって、その議会をだれが選ぶか、区長をだれが選ぶかというのは若干違う問題だと思う。（議会委員）

座長

・区長を置く、議会を置くというのは、政府組織権限だと考えている。だから、政府の組織権限が通勤区民にも承認されるかどうかというのがちょっと気になっているが、それはそれで別だというのであれば、もちろん基本条例の全国的統一した解釈なんか成り立たないわけだからね。それぞれの自治体ごとの解釈でよいが、そこどうだろうか。ただし、選挙をまたそこで配慮すると、外国人の問題が次に出てくるので、三つどもえになってしまうという関係もある。

今、座長の言われるようなことを厳密にここで適用するとしたら、区民は新宿区内に住所を有する者をいうということしかないね。今までの使い方という。（議会委員）

座長

・区民の定義を区内に住所を有する者とした場合でも、区民が設置するという条文はおかしい。組織権という意味で置くとすれば、外国人が入っていないぞという、その問題があるので。だから、一般的には、それ逃げる方法というのは主語をなくすのだね。区に区の代表として区長を置く、あるいは区に区民の代表機関として議会を置くというような言い方をすると、今の問題は全部クリアできて、区民という定義のまま行ける。

そうすれば、先ほどの住所を有する者を中心とか、それ以外の人は周辺ですよというふうなことを言わなくても、区民をずらっと並べて書けると。残されるのは、最後に住民投票条例の規定の仕方だけを考えればよいということになる。

この場合には、恐らく外国人を積極的に排除するという趣旨ではなさそうなので、区内に住所を有する区民はというふうにすれば、そこは解決がつくという気がする。

いずれにしても、全部の条文を1回ざっと並べてみて、区民といっているやつを全部チェックしていく作業は必要になる。

骨子案素案ということで、そういう形で19日に間に合わせるというようなことで、成り立つか。

そうすると、議会提案のこの軸にするか、中心にするかと一生懸命考えてきたが、これはどうなってしまうのか。（議会委員）

区民検討会議では、やっと区民・住民の部分みんな区民って、これでよいよねということで、この間このままで実は合意をもらい、かなりハードなものになるが、でも座長から御指摘があったとありに、区民は区長をというふうな区民というこの表現だけを変えれば、どうもそれに落ち着くんではないかという気がする。だから、できればまた振り出しに戻すと、あと3回か4回ぐらいまたやらなければいけない部分がある。ただ、その辺の部分をもう少し皆さんで考慮していただければというふ

うに考えている。(区民委員)

やはりこれはどうしても全部一緒ではないのだよという、責任とるのは我々だよというこの位置付けを、しっかりと住民の皆さんにも心の中で受けとめてもらうことも必要なので、住民・区民と外来区民というのはちょっと違う、やはり責任の比重は住んでいる人に全部かかってくるんだぞということだけは、責任の中でも持ってもらおうので、ようやくここまで議論した。(議会委員)

座長

・軸とか基本とかね。例えば新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えたものをいうといったときに、「加えた」が並列で加わっているか、ついでになっているかというニュアンスはあるが、というような処理で行くかということになりそうだね。

運営委員会のほうでもどうしても、区別をしたいというのがある。やはり我々は住民としてこれだけ頑張っているのにというようなところをどこかの文章で、ニュアンスで載せておかないと、よくなよいのではないかという話が出ていて、これがまた我々のほうはこれからまた検討会議のほうに入るわけだが、この「に」という言葉1つで文章というのがすごく変わると。我々はまた持ち帰って、いろいろ検討していきたいなと思っている。(区民委員)

「に」の解釈は、一生懸命新宿づくりに参加してくれている、その意識をいっぱい持っている働く人や学ぶ人たちが、並列的な足し算何だと考えればよいのだと思う。そして、代表する納税区民は、心の中で並列ではなよいのだと、この「に」はと置いていけばよいのではないか。(議会委員)

座長

・議会のほうも区民検討会議のほうも、一応仮押さえでよさそうだとということで、よいか。

議会委員は仮押さえで持って帰られるが、一応小委員しても、一番最初に31万住民が85万日中の区民の方、あるいは350万人を迎え入れる、それぐらいの区民だろう、住民だろう、世界市民たるべく新宿の31万住民ではないかという、それぐらいの気概を持つという意味においても、あくまでも主体は31万住民がそういった大きな、新宿住民は新宿住民だけではなよいのだと。本当にこの「に」という言葉ですばらしいなと。(議会委員)

新宿区に住所を有する者とは、外国人登録をしている外国人も並列でよろしいね。(行政委員)

座長

・それでは、先ほどの区に区の代表として区長を置くとか、それもあわせてよろしいですね。

・議会のほうね。これは.....区に区民の代表機関として議会を置く、微妙に難しいところ。ただ、救われているのは、一般に言われている区民意思の代表機関と書いていなかったのが助かること。前の議論のときにもあったが、代表というのを、議員は区民の代表ではないとずっと言っていて、議会は代表だけれどもと言ってきたような、そういう厳密な書き方でなくてもよいではないかというふうなことで、例えば議員のところ、議員は区民の代表としてというふうに入っているね。そのこだわりを捨てて入れたということなので。

一応この検討会議としても仮置き状態にはなるかと思うが、そういう文言で区民討議会に出すことということでよろしいか。

ちょっとわからなくて。資料4と差しかえの資料5の一番トップの1ページのところの区長の設置と役割の(1)はどうなるのか。それから、差しかえ分の資料5のほうの議会の設置のところはどうなるのか。(区民委員)

座長

・区長のところは、区に区の代表として区長を置く。議会のところは、区に区民の代表機関として議会を置く。というのでどう.....。一度、だから、骨子案から原案みたいなものに昇格する間に、例えばそういう立法のプロなり行政法なり、当たってみるということは必要かも、全く成り立っていないのかどうか。

・引き続いて区分A、条例の基本的考え方、総則のところ。作業チーム1。説明は終わっているということで.....この辺の文言の整理が必要になるが、例えば1番は人権の尊重だから、これは区民福祉でよいのでしょうか。

2番、市民主権といっているのは、区民を超える概念としてわざと使っているのだね。世界市民とかそういう広がりを持たせるという意味ね。区民が自治の担い手、自治の主体。私は担い手まではよいと思うが、主体も別に法律用語ではないからよいか.....よいでしょうね。

3番はどうか、これ。区民の自治と……少なくとも定義のところには住民という定義が置かれないということになるので、これは区民の自治としてそう問題がないか。新宿区は基本自治の本旨に基づく基礎自治体であり確立した自治権をもち……これどうか。ここ区民自治というふうに単純に置きかえるのでよろしいか。

事務局

・目的のところは、この原案どおりということでもよろしいでしょうか。

座長

・この条例は、この条例の基本理念に基づき、区政運営の原則を定めるとともに、区民・区議会・区長等の役割を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。これよいか。あえて美的センスで言えば、「この条例はこの条例の」というのはちょっと気になるなという表現の問題はあるが。

「この」を取ったほうがよい。(議会委員)

座長

・2番目の条例の前の「この」。そうすると、すべての条例という基本理念に基づかなければならなくなってしまうから。

・基本理念などといっているのは基本条例だけということか。

前からの持論だが、「等」というファジーなことを基本条例に入れてよいのかという思いがあるね。区民・区議会・区長等。それでは「等」を説明するのか。(議会委員)

座長

・定義必要、これ。

・先ほど区民でやったところの下に区長等とかと書いて、この説明を載せるというのはあるが、基本条例にわざわざ1行とるほどの話でもないなというのは。これはよろしいか。

区民の責務のところ、区民の定義が定まったら、2つ目の事業者、NPOなどの団体は、なくすというような話し合いをチーム2で行って、こちらでもそれは合意されているが、これに関してはいかがか。(区民委員)

座長

・区民に含まれるんだから、これを取り出して、わざわざ論じる必要はないでしょうということなのね。なるほどね。そうだね。

資料6の3ページの、括弧の中が活着しているのか、さっきのところは区民のほうを取るというふうになったが、例えば の人権の尊重のところでは、新宿は括弧は取ってしまって、人権を尊重し、一人一人を大切にす区政を行うと。市民主権では、区民が自治の担い手として地域の課題を解決する、区民が主人公の自治の実現を図るというように、括弧内を削除するというところでの御了解ということで確認させていただければどうか。(行政委員)

座長

・両わきを削るんだね。そうしてみると、4番の団体の自治というのは、いかにも専門用語なのだけれども、わかりにくいなという。だったら、区の自治としたほうがわかりよいような気がする。

・括弧内全取り。「新宿区は人権を」といってしまうということでしょう。

ただ、括弧を取ると、 の表現は相当きつい、覚悟が要るぞという感じがする。みずから解決するだから。課題を解決する。重いね。

きつくても仕方がない。その覚悟でなかったら、住民が自治をつくる担い手なんかならないから。

(議会委員)

座長

・1番、括弧及び括弧内取る。2番、括弧及び括弧内取る。3番、括弧及び括弧内取るということで、3番は区民の自治で、文章中の区民の自治を基本に構成される。4番は区の自治とする。

今の解決するにしたときに、これ解決できなかったときのことを考えた場合、どういうことになってしまうか。ここをやはり解決していくことを基本とするぐらいのほうが。(区民委員)

座長

・語感としては、どなたか先ほど言われた「解決するものとする」のほうが、座りはよいなという気はするね。

・安全措置で政府つくっているのだから。全部解決してしまったら政府要らない。「するものとする

る」と。

事務局

・今のところですが、その前に。条例の位置付けにつきましても、この原案どおりということによろしいのでしょうか。資料6の4ページの条例の位置付けのところなのですが。

座長

・この条例を新宿区における最高規範とし、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例との整合性を図る。よいですか。よろしいね。

用語の定義の部分が、今、骨子案に盛り込むべき事項ということのこの用語の定義ではなく、議案案のほうの定義ということに切りかわるということによろしいね。（区民委員）

事務局

・一応冒頭に申し上げたとおり、この資料の討議参加者ハンドブックという表現につきましては、討議参加者プログラムという形で当日の参加者の資料として配付させていただきます。

3ページにつきましては、当日の参加者の皆様へのお願いとして、注意事項を記載したものです。

4ページ目が話し合いのルールということで、1から4までの事項を挙げさせていただきました。

まず、討議の仕方としましては、冒頭説明者のほうから、今回で申し上げますと条例骨子案についての御説明をさせていただきます。そして、その説明の後に、各班のグループで討議を行います。討議の仕方としましては、各班の班員の方々はそれぞれ、例えば区民の権利であれば区民の権利としてどのような事項を盛り込みたいかということ、それぞれポストイットに記載して、ここで記載されている討議ボード、実際これ模造紙になりますけれども、そちらに張っていただくと。そして、最終的にその班の中で、一番必要だと思われるものを3つ挙げてくださいますか、数を挙げております。最終的にそのまとめ1、2、3のところ、その班が重要だと思った御意見をここに記載していただくという形になります。

次が、6ページが各班の発表及び投票について説明。それぞれ各班は自分たちでまとめた意見につきまして、班ごとに発表していただきます。

当日はA、Bブロックという形で討議をする際には2つに分けます。発表は、それぞれAブロックにつきましては、その中で、ここで申し上げますと5つの班が発表していただく。またもとのところに戻っていただき、グループ単位で各班が発表して、その後、それぞれの方が個人で、その挙げられた各班のテーマ、まとめのところに記載された中で自分が同調できるもの、自分がこれは重要だと思うという部分にポよいのトシールを用いて、投票していただきます。

最終的に、どのような意見にどれだけの賛同者がいたかというものを取りまとめた結果を報告書に取りまとめていくということになります。

討議から投票までの進行についてです。各テーマごとに実際の討議時間若干異なりますが、例えば50分討議の場合は、各テーマごとに班の構成メンバーが変わりますので、冒頭に簡単な自己紹介を各班員の方にさせていただきます。そして、挙げられたテーマについての自由討議をし、各個人が附せんに書き出した意見を集約し、決められた数のものをその班のまとめというかたちで記述していただく。

意見がまとまりましたら、1グループ3分程度で発表していただいた後に、各個人に投票していただくという流れになります。

6月19日土曜日は、10時から開催いたします。冒頭に主催者のごあいさつをいただき、その後、話し合いの進め方の説明があります。自治の基本理念は、基本理念として重要だと思われることを5つ以内にまとめてくださいという形で、各グループが討議をしていただきます。グループ発表の後、投票になります。

午後は、2つ目のテーマ、区民の権利と責務について情報提供の後、討議を行うという流れ。

3つ目の討議テーマは、住民投票について討議をしていただくことになります。

2日目のスケジュール、冒頭に辻山先生から御講演をいただき、討議テーマ4、議会の役割について、情報提供の後、グループ討議を行います。2つ目のテーマは、行政の役割をテーマについて討議を行っていただきます。最後に地域自治組織についての情報提供の後、グループ討議を行い、最後に議長のあいさつをいただく予定です。

2日目におきましては、このAブロック、Bブロックを上下入れかえをいたします。

座長

- ・それぞれ皆さん、役割も当たっているので、当日頑張っていたきたい。
スケジュールについてお諮りをしたい。

事務局

・自治基本条例制定スケジュール案ということで、本日お示しさせていただいております。条例素案の策定ですが、8月末までに条例素案は策定していただき、区長に答申していただく。まず、検討連絡会議の検討ですが、三者案の調整として条例骨子案の策定期間につきましては、6月29日が策定期間ということで設定させていただいております。骨子案策定後は、素案の取りまとめを行っていただきます。

区民討議会報告書の作成は、7月10日ごろを予定しております。また、地域懇談会8月3日、5日、7日、それぞれ四谷地域センター、牛込筆筈地域センター、戸塚地域センターの3カ所で行われ、それらで出された意見を参考に、条例素案に取りまとめさせていただきます。

また、条例骨子案は、その会議体の下段を見ていただきたいのですが、骨子案に対する意見ということで、まとめた骨子案に対して、それぞれ区民検討会議、議会の特別委員会、区の検討委員会、そちらのほうで骨子案に対する御意見をいただき、その内容も含めた形で素案の取りまとめの作業を行っていただきます。現行のスケジュールで申し上げますと、実質的に素案の取りまとめで使える検討連絡会議の開催につきましては、7月15日、7月29日、8月10日の3回が実質的な作業日になります。8月24日につきましては、もう素案の取りまとめ、最終調整の日として検討連絡会議を使わせていただきたいと考えております。

そのようなスケジュールで今後進めていくわけですが、条例骨子案につきましては、7月15日にパブリックコメントを行う関係上、本来であれば6月15日締め切りの広報紙に原稿を渡すということになっておりますが、現在6月下旬まで、来週の検討連絡会議終了時まで、その原稿の最終確定を延ばしていただくということで調整しており、本日の検討連絡会議の反映された原稿で、広報原稿を区政情報課に渡して、最終的には29日は、微調整であればきくということで考えております。

パブリックコメントが始まる時期には、各出張所、区政情報センターなど、区の関係所管に骨子案の設置、閲覧できるような形で骨子案の設置を行うということから、今回、本日区民討議会に提出する資料としては、今日の会議を踏まえて作成し、最終的な骨子案は、6月29日までに確定させなくてはならないということで、現状、本日お示しした骨子案全体のすり合わせ作業をするため来週水曜日になりますが、検討連絡会議の追加開催というものを御提案させていただきたい。これには、副座長会の中で、今日の会議の場で提案させていただいて、御承諾を得られれば、来週の6月23日に運営会を開催し、本日の意見を反映した骨子案を提示させていただいたものを、それぞれ文言をすり合わせをしていただくという作業に当てたいと考えております。

座長

・いよいよまとめの時期で、具体的にはこれまでのスケジュール案に、6月23日1回追加するという御提案だったと思う、それを含めて、このスケジュール案について御意見があれば何う。

とにかく最後だと言われていた前文というのは、そんな簡単にはぱっとまとまるものではない、前文のまとめにどのくらい時間を考えたらよいか。（議会委員）

事務局

・今回の骨子案の提示は、前文を除いた部分で骨子案を提示させていただきたいと。前文は、素案を示すときに前文を確定した形で示していきたいというふうに考えております。

座長

・全体のスケジュールについては、そういうことで具体的には来週6月23日に1回やるということに。それから、区分F、地域の基盤で保留になっていたところが確定したということで、区民代表委員からの報告を受けようと思う。

副座長（区民）

・5月13日の日に修正合意ということで連絡している。これの地域の基盤という中の地域自治組織ということで、（1）の部分の先ほどから討議しておりました区民、あるいは住民の括弧部分を外すということも含め、これを修正した。

区は地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し、区民が自主的に設置する地域自治組織の活動を促進するものとするところを、区民・住民の部分を、まず住民の自治を尊重してもらって、それ

から区民が自主的に設置するというふうな形で考えていただくと。

(2)の機能の部分だが、その3番目のところだが、その部分が改めて区民の区政参加という形で挙げさせてもらった。ただ、右側の留意事項の(3)の必要な措置とは人・もの・金・情報等ということは、一応この部分はそのまま留意事項として残させていただくという形でやっている。

(3)の必要な事項の措置、これは人・もの・金ということだが、これ(1)の活動を推進するものの中に含まれているのではないかなという解釈をしているが。(議会委員)

これは、議会のほうもまた改めて議論しているが、その扱いは、1回既に作業チームで出して、合意になっているね。だから、その後に私らもそういうこと、区民のところであるが、だから、もう一回議論するというのでよいか。とりあえず区民討議会は今までの合意の分ですべて出して、それで骨子案に至る間にもう一回議論するという扱いでよいか。(議会委員)

一番上の住民と区民という表現の使い分けだが、本日前段で議論をした区民という形で考えると、(1)の住民というのは、最初いわゆる住所を有する方的に使っているのかなという気がするが、その整合性をどうするのかというのが1点あるが。(行政委員)

区民検討委員会からまた再度出ましたただいまの問題だが、「区は区民が地域の特性と自主性を活かし」、ここに「地域の特性を踏まえた住民の自治を尊重し」という意味合いがもうここに既に入っているというふうにとらえるが、「活かし、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう」ということになるかなと思うのね。もっと詳しく申し上げれば「区民が地域の特性を踏まえた住民の自主性を活かし」とここに盛り込まなくとも、そういうふうにとらえれば、区民検討会議のほうから新たに出た住民と区民の件ね。それについては、もうクリアしているので、改めてこの合意に至った骨子案を変える必要はないと思うが。(区民委員)

事務局

・区民検討会議の事務局としてですが、基本的には区民検討会議案に修正が発生した場合は、今後この検討連絡会議にも、その修正結果については御報告させていただきます。しかし、その報告内容は、基本的にその骨子案を修正してほしいということで挙げるものではなく、区民検討案としてこうまとめましたという位置付けで報告させていただいているものです。

骨子案に関するものは、今後、骨子案についてそれぞれ区民検討会議、議会、行政側で意見を述べる機会がございますので、それについてはそのときにまた判断して、区民検討会議で意見があれば、その時点で報告させていただくということで考えております。

座長

・一応御説明をいただいたということでよろしいわけだね。これはまた素案に練り上げていく段階で、もしそこでの変更を求めるのであれば、再提出されてくるということになるね。

事務局

・先ほどのスケジュール案の中身で1点、今後の作業として副座長会で話されたことを補足させていただきたいが、素案の取りまとめの中に、7月15日、29日、8月10日で3回検討連絡会議の開催が予定されていますが、それぞれパブリックコメントで挙げられてきた意見等については、それぞれ担当している区分のチームに、その意見については1回引き取っていただいて、そこで回答案をつくって、この検討連絡会議に提示して議論を進めていこうということで、副座長会では話されました。

座長

・また検討チームのお仕事がふえるけれども。

パブリックコメントの意見を作業チーム別に分けるというお話だったと思うが、パブリックコメントだけなのか、そうすると。アンケートとか区民討議会の報告書もできるよね。(議会委員)

事務局

・今パブリックコメントで申し上げましたが、アンケート、討議会の内容も同様でございます。

・次回の開催の予定、内容の確認をさせていただきたいと思います。本日の議論を踏まえ、今日お示した条例骨子案、今日の議論を反映したものをまた次回配付させていただきます。それぞれ骨子案全体を見渡していただいて、文言のそれぞれの関係性を、全体を見ていただくと、次回の検討連絡会議でその原案の最終的確認をとって、今後パブリックコメントを行うときに、各地域出張所で設置させていただく条例骨子案とするということは考えているのが1点。もう一つ、これまで検討されなかった区分のH、I、Jという区分がございます。これは条例の見直し、改正手続、それから、区民

検討会議のその他の項目としてくくられていました区分Jです。これは、次回の区民検討会議で運営会案を全体討議で諮って、まとめれば、次回の検討連絡会議でその項目の区民検討会議案をお示し、そこも三者でそれぞれ案をつくっていただいて、三者意見交換をするとともに、骨子案の検討をしていきたいと、2つ大きくございます。今後の区分の検討と、先ほど申し上げた骨子案に関する内容の整理、この2つのテーマで次回23日の検討連絡会議は行いたいと思います。

そのパブリックコメントの広報に載せる原稿は、6月29日の会議で大体かたまるということだが、そこで見せられて任せますよというわけにはなかなかないと思うよ。だから、可能な限り、イメージもまだわからないわけだね。7月15日号の一面に載るといことなただけけれども、23日にあらあらでよいから、何かこんなふうに考えていますよというのを出せるか。(議会委員)

事務局

・広報の掲載は、骨子案すべてを広報に掲載するということはできません、骨子案の概要という形で広報掲載したいと思っております。その原稿は、23日前にできれば事前に見ていただいて、23日のときにはその広報紙の中身についてはもう確定していただきたいと考えています。

29日というのは、各出張所、広報の内容ではなくて、それとは別に骨子案として、本日お配りした骨子案のこのシートのイメージのもの、これを各出張所に設置する、供覧するために設置しなくてはいいませんので、その内容をかためるのが29日ということで、広報原稿につきましては、23日の段階でほぼ確定していただきたいと考えています。

事務局

・まず区分Cは、区民との定義の関係において、区長の設置と役割の部分について、(1)なんですが「区民は」という主語を取り「区に区の代表として区長を置く」及び職員の責務の部分は、具体的な条例名の部分を取り、「公益保護及び職員の行動基準と責務に関して、別に定める条例その他法令を遵守し」というような表現に変える。そのほかについては、おおむね了承をいただいています。

次に、区分Dは、こちらも区民との定義の関係で、議会の設置の部分で「区民は」の主語を取り、「区に区民の代表機関として議会を置く」、そのほかはおおむね了承をいただいております。

区分Aは、まず基本理念のところにつきましては、、につきましては、括弧と括弧書きの部分を取る。なお、につきましては「解決するものとする」、につきましては「区民の自治」、につきましては「区の自治」という形にします。

区民の定義は、新宿区に住所を有する者に新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えたものをいう。

区民の定義とも関連しまして、今回この検討シートの中にはなかったんですが、一応区分Bの区民の責務のところ、事業者・NPOの表現につきましては削除するという形です。

事務局

・次回の開催は、今6月23日の開催を了承していただきましたので、6月23日開催いたします。場所は本日と同じ委員会室、こちらのほうで開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。

座長

・それでは、これで本日は終わりとする。
どうも御苦労さま。

散会 午後 8時43分